

経営革新に挑戦する事業者を支援

市では、経営革新等にチャレンジする事業者を支援するため、新たに「ものづくり・あきない経営革新支援事業」を創設し、5つの支援メニューを設け、事業に必要な経費

の助成等を行っています。9月1日(火)から9月18日(金)まで第2回募集の申請を受け付けますので、ぜひご活用ください。

■対象事業・補助金額等

対象事業	対象経費	補助率	上限額	審査方法
新製品・新サービス等の開発・導入	開発材料費 設備導入費 設計委託料 など	1/2~2/3	300万円	審査会
新設備・新生産方法の導入	設備導入費 技術指導料 など	通常分10%	100万円	書類
		特認分15%	300万円	審査会
販路開拓・拡大(展示会等の出展)	出展小間料 展示ブース製作費 など	1/2	国内30万円 海外50万円	書類
事業者からの提案事業	事業の実施に必要なと認める経費	1/2~2/3	300万円	審査会
支援アドバイザーの派遣	事業に関する相談 アドバイザーの派遣 経費	全額 (無料派遣)	-	書類

※補助率等の加算措置もあります。詳しくは、商工観光課にお問い合わせください。また、市のホームページにも詳しい内容を掲載しておりますのでご覧ください。※審査会では、委員による提出書類と面談の審査を行います。

■補助対象者

市内に事業所を置く中小企業者・個人(新たに事業を開始する場合を含みます)。ただし、市税等の滞納者、反社会的勢力関係者は除きます。

■事業期間

交付決定の日(事業採択後随時決定予定)より平成28年3月31日まで

※期間外に支出した経費は補助金の対象外です。なお、書類審査で決定する事業については9月中からの実施もできます(要相談)。

■申請方法

事業を開始する前に、市への事業認定の申請が必要です。申請に必要な書類は商工観光課窓口にあります。また、市のホームページからダウンロードできます。

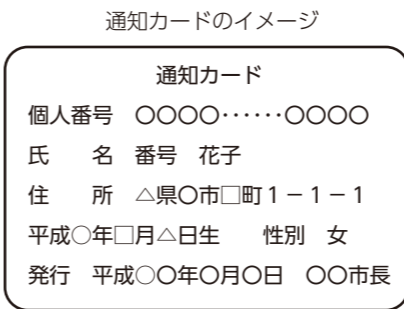
■その他

○国・県等から他の補助金を受けている事業は対象外
○事業の経費が市の予算額に達した時点で募集を締め切り
■申請・問合せ 商工観光課(市役所内線268)

社会保障・税番号制度(マイナンバー)

平成27年10月からマイナンバーが通知されます

「通知カード」は12桁の個人番号(マイナンバー)をお知らせする紙製のカードで、住民票の住所に送付します。届いた通知カードは、紛失しないように大切に保管してください。また、引越など住所が変わるときはカードを提出してください。カードの記載内容を変更します。※お住まいと住民票の住所が異なる方は、住所変更の手続きをお願いします。



通知カードのイメージ

個人番号カードの取得について
個人番号カードを取得するためには、平成27年10月以降に通知カードと一緒に郵送する

る「個人番号カード交付申請書」を地方公共団体情報システム機構にご提出ください。平成28年1月以降に無料で取得できます。受け取りの際には、通知カードおよび住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)を返納していただきます。個人番号カードには、顔写真・氏名・住所・生年月日・性別・個人番号・有効期限等が記載され、本人確認書類として利用できます。e-Tax等の電子申請等が行える電子証明書が標準搭載されます。



個人番号カードのイメージ

個人番号カードの再交付には、再交付手数料が必要となる予定です。即日交付はできませんのでご注意ください。■問合せ 戸籍住民課(市役所内線367)

スマート国勢調査 平成27年国勢調査を実施します



国勢調査は、平成27年10月1日現在日本に住んでいるすべての人および世帯が対象です。

＜インターネットで回答できます＞

今回の調査では、先にインターネットでの回答を受け付け、インターネットで回答されなかった世帯には紙の調査票を配布して調査を行います。

9月10日から、調査員がインターネット回答のための書類をお配りします。仕事で帰宅する時間が遅くなったり、日中不在がちな世帯であっても、期間中はいつでもお好きな時間に回答できます。

また、不正なアクセスなどの監視を24時間行っていますので、回答データは厳重に守られます。

＜調査員は？＞

調査員は各町の区長・自治会長の推薦で選出され、総務大臣が任命した非常勤の国家公務員です。調査実施中は「国勢調査員証」を携帯しています。

調査への回答をよろしくお願いします。

＜国勢調査コールセンター＞

0570-07-2015

※IP電話の場合：03-4330-2015

■設置期間/平成27年8月24日から10月31日まで

■受付時間/午前8時～午後9時(土・日・祝日にもご利用になれます)

※おかけ間違いのないようご注意ください。※ナビダイヤルの通話料金は、一般の固定電話の場合、全国一律で市内通話料金でご利用いただけます。携帯電話・PHSの場合は、それぞれ所定の通話料金となります。※IP電話用電話番号の通話料金は、所定の通話料金となります。

国勢調査については、「国勢調査2015キャンペーンサイト」をご覧ください。

<http://kokusei2015.stat.go.jp/>

国勢調査2015

検索

総務省・兵庫県・西脇市

パブリック・コメントを実施します

—日本のへそ西脇地域食材でもてなし条例(案)—

パブリック・コメントとは

市が計画などの基本的な政策を決定する際に、その案を市民の皆さんに公表し、寄せられた意見を参考に最終的な意思決定を行うものです。

市では、次の条例の制定に当たり、市民の皆さんから意見を募集します。



日本のへそ西脇地域食材でもてなし条例(案)

西脇市では「日本のへそ」への誇りと愛する心を持ち、地域食材の活用による地域経済の活性化に取り組むため、「日本のへそ西脇地域食材でもてなし条例(案)」を策定します。この条例案は、市の責務並びに生産者および市民の役割を明らかにすることにより、地域経済の活性化を図ることを目的として制定するものです。

意見募集期間

9月1日(火)～30日(水)

閲覧場所

農林振興課または情報公開コーナー、市ホームページ

意見の提出方法

持参・郵送・ファクシミリ・Eメールにて農林振興課へ。住所・氏名(または団体名)・電話番号を明記のこと。様式自由です。

意見の提出先

〒677-8511

西脇市郷瀬町605番地

農林振興課あて

☎07955223111

☎07955226987

✉/nourin@city.nishiwaki.jp

■その他

・電話や来庁による口頭での意見はお受けできません。
・提出意見に対する個別の回答はいたしません。
・意見の反映結果など市の考え方は、提出意見とともに、後日ホームページで公開します。

■問合せ 農林振興課(市役所内線323)